

令和5年度第12回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和6年3月21日（木）

16時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和6年3月21日（木）16時00分
女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定（案）

定第63号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立高等学校学則一部改正について〕

定第65号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

定第66号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件

定第67号議案 鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

定第68号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

定第69号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

定第70号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

定第71号議案 鹿児島市図書館条例施行規則一部改正の件

報告事項(1) 令和5年度鹿児島学習定着度調査の結果について

報告事項(2) 地域公民館図書室における雑誌スポンサー制度導入について

報告事項(3) 市議会関係の審議結果等について

報告事項(4) 教育委員会関係の主な行事について

非公開予定（案）

定第72号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

定第64号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

6 その他

7 閉 会

定第 6 3 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立高等学校学則一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立高等学校学則の一部を改正する規則

第18条第1項中「及び保証人」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「又は保証人」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は保証人」を削り、同項を同条第4とする。

第19条中「及び保証人」を削る。

第21条第1項中「及び保証人」を削る。

第21条の2第1項中「及び保証人」を削る。

第27条第1項中「及び保証人」を削る。

様式第3を次のように改める。

様式第3（第18条関係）

誓 約 書		
<p>このたび貴校へ入学を許可されました上は、校則及び諸規則をよく守り生徒としての本分に反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">生 徒 氏名</p> <p>上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。また、在学中（入学から3年間）に生じた授業料等（鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例（昭和42年条例第49号）第1条により本人が負担する授業料）の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。</p> <p style="text-align: right;">生 徒 氏名 保護者 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鹿児島市立 高等学校長 殿</p>		
生 徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	現 住 所	
保 護 者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	現 住 所	
	生徒との 関 係	

注1 生徒本人及び保護者はそれぞれ自署すること。

注2 保護者は鹿児島市立高等学校学則第18条の2の各号に該当する者とする。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りではない。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(改正理由)

民法の一部改正、多様な家庭状況への配慮の必要性を踏まえ、誓約書による保証契約の見直しを行うものである。

鹿児島市立高等学校学則（昭和42年4月29日教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第6章 入学、退学、転学、留学及び休学 (誓約書)</p> <p>第18条 入学を許可された者は、入学後10日以内に、保護者及び保証人連署の上、誓約書（様式第3）を、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略す</p> <p><u>3 保証人は、原則として市内に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</u></p> <p>4 <u>保護者又は保証人</u>を変更したときは、第1項に準じて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>5 生徒、<u>保護者又は保証人</u>の住所、氏名等に変更があつたときは保護者連署の上、直ちに校長に届け出なければならない。</p> <p>(転学、留学、転籍及び退学)</p> <p>第19条 転学、留学、転籍又は退学しようとする者は、その事由を具し、<u>保護者及び保証人</u>連署の上、校長に願い出なければならない。</p>	<p>第6章 入学、退学、転学、留学及び休学 (誓約書)</p> <p>第18条 入学を許可された者は、入学後10日以内に、保護者連署の上、誓約書（様式第3）を、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略す (削除)</p> <p>3 保護者を変更したときは、第1項に準じて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>4 生徒、保護者の住所、氏名等に変更があつたときは保護者連署の上、直ちに校長に届け出なければならない。</p> <p>(転学、留学、転籍及び退学)</p> <p>第19条 転学、留学、転籍又は退学しようとする者は、その事由を具し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。</p>	<p>民法の一部改正、多様な家庭状況への配慮の必要性を踏まえ、誓約書による保証契約の内容の見直しを行うもの。</p>

第20条 略す

第20条の2 略す

(休学)

第21条 休学しようとする者は、その事由を具し、保護者及び保証人連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合には、別に、医師の診断書を添えなければならない。

2～3 略す

(許可の取り消し)

第21条の2 生徒は、休学の許可を受けた後3月までにその理由がなくなったときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に願い出なければならない。

2 略す

第9章 寄宿舍

(寄宿舍)

第27条 寄宿舍に入舎し、又は寄宿舍を退舎しようとする生徒は、保護者及び保証人連署の上、校長に願い出なければならない。

2 略す

第20条 略す

第20条の2 略す

(休学)

第21条 休学しようとする者は、その事由を具し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合には、別に、医師の診断書を添えなければならない。

2～3 略す

(許可の取り消し)

第21条の2 生徒は、休学の許可を受けた後3月までにその理由がなくなったときは、その事情及び期日を具し、保護者連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に願い出なければならない。

2 略す

第9章 寄宿舍

(寄宿舍)

第27条 寄宿舍に入舎し、又は寄宿舍を退舎しようとする生徒は、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

2 略す

様式第3（第18条関係）

誓 約 書			
生徒氏名			
このたび貴校へ入学を許可されました上は、生徒としての本分に反しないことを誓います。			
本人に関する一切の責任は、保護者及び保証人において引き受けます。			
年 月 日			
生徒氏名 保護者氏名 保証人氏名			
鹿児島市立		高等学校長 殿	
生徒	ふりがな氏名		年 月 日生
	現住所		
保護者	ふりがな氏名		年 月 日生
	現住所		
	生徒との関係		
保証人	ふりがな氏名		年 月 日生
	現住所		
	生徒との関係		

様式第3（第18条関係）

誓 約 書			
このたび貴校へ入学を許可されました上は、校則及び諸規則をよく守り生徒としての本分に反しないことを誓います。			
生徒氏名			
上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。また、在学中（入学から3年間）に生じた授業料等（鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例（昭和42年条例第49号）第1条により本人が負担する授業料）の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。			
年 月 日			
鹿児島市立		高等学校長 殿	
生徒	ふりがな氏名		年 月 日生
	現住所		
保護者	ふりがな氏名		年 月 日生
	現住所		
	生徒との関係		

注1 生徒本人及び保護者はそれぞれ自署すること。

注2 保護者は鹿児島市立高等学校学則第18条の2の各号に該当する者とする。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りではない。

記載順の整理

保証内容を記載

保証人氏名欄を削除

保証人の欄を削除

注1、注2を追加

定第 6 5 号議案

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

第2条第2号中

「
鹿児島市立天文館図書館
鹿児島市冒険ランドいおうじま
」

を

「
鹿児島市立天文館図書館
」

に改める。

第4条教育部青少年課の事務分掌第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、事務局に教育DX担当部長を置くことができる。

第9条第2項の表中

「

鹿児島市立天文館図書館	鹿児島市立図書館
鹿児島市冒険ランドいおうじま	教育部青少年課

」

を

「

鹿児島市立天文館図書館	鹿児島市立図書館
-------------	----------

」

に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(改正理由)

令和6年4月1日の組織機構の整備等に伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則（昭和46年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(組織の区分)</p> <p>第2条 教育委員会の組織を次のとおり区分する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育機関 (略) 鹿児島市立天文館図書館 <u>鹿児島市冒険ランドいおうじま</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>教育部 学務課～保健体育課 (略)</p> <p>青少年課 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 冒険ランドいおうじまに関すること。</u></p> <p><u>(7) 宮川野外活動センターに関すること。</u></p> <p><u>(8) 青年会館に関すること。</u></p> <p><u>(9) 青少年問題協議会に関すること。</u></p>	<p>(組織の区分)</p> <p>第2条 教育委員会の組織を次のとおり区分する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育機関 (略) 鹿児島市立天文館図書館 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>教育部 学務課～保健体育課 (略)</p> <p>青少年課 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 宮川野外活動センターに関すること。</u></p> <p><u>(7) 青年会館に関すること。</u></p> <p><u>(8) 青少年問題協議会に関すること。</u></p>	<p>冒険ランドいおうじまの廃止</p> <p>所管施設の廃止に伴う条文の整備</p>

(10) 課内の予算の執行その他の庶務に関する
こと。

生涯学習課 (略)

(職制及び職員)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 事務局に主任指導主事及び指導主事を置き、主任指
導主事及び指導主事は、役付吏員相当職とする。

(教育機関の内部組織等)

第9条 (略)

2 教育機関の所管は次のとおりとする。

名称	所管
(略)	
鹿児島市立天文館図書館	鹿児島市立図書館
鹿児島市冒険ランドいお うじま	教育部青少年課
(略)	

(9) 課内の予算の執行その他の庶務に関する
こと。

生涯学習課 (略)

(職制及び職員)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 前3項に定めるもののほか、事務局に教育DX担当
部長を置くことができる。

5 事務局に主任指導主事及び指導主事を置き、主任指
導主事及び指導主事は、役付吏員相当職とする。

(教育機関の内部組織等)

第9条 (略)

2 教育機関の所管は次のとおりとする。

名称	所管
(略)	
鹿児島市立天文館図書館	鹿児島市立図書館
(略)	

教育DX担当部長の配置

冒険ランドいおうじまの廃止

定第 6 6 号議案

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

第18条の2の次に次の1条を加える。

(教育委員会事務局DX担当部長の専決事項)

第18条の3 教育委員会事務局DX担当部長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 学校ICT推進センターに関すること。(他の所掌に係るものを除く。)

第19条第7号中「並びに育児休業」を「、育児休業」に、「及び部分休業」を「、部分休業、配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長並びに自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(改正理由)

令和6年4月1日の組織機構の整備等に伴い、関係条文を整備するものである。

定第 6 7 号議案

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部を改正する規則

第7条中「育児休業」の次に「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」を加える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(改正理由)

自己啓発等休業制度の創設等に伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則（平成7年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(育児休業等)</p> <p>第7条 育児休業の承認を受けた技能労務職員の給与、職務復帰後における給与等の取扱い、部分休業、及び部分休業に係る給与の減額については、鹿児島市技能労務職員就業規則の規定を準用する。</p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第7条 育児休業、<u>自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u>の承認を受けた技能労務職員の給与、職務復帰後における給与等の取扱い、部分休業、及び部分休業に係る給与の減額については、鹿児島市技能労務職員就業規則の規定を準用する。</p>	<p>自己啓発等休業等の追加</p>

鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部を改正する規則

別表第2中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（改正理由）

令和6年4月1日付けに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び売春防止法の一部改正に伴い、文言の整理を行うものである。

鹿児島市立科学館条例施行規則（平成2年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正案	備考								
<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="156 468 710 792"> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> </table>	略す	略す	売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	略す	<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="738 468 1292 792"> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> </table>	略す	略す	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設	略す	<p>令和6年4月1日付け婦人保護施設の名称変更に伴う文言整理</p>
略す										
略す										
売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設										
略す										
略す										
略す										
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設										
略す										

定第 6 9 号議案

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

第11条第1項中「使用しようとする者は、」の次に「会議・視聴覚室等使用許可申請書（様式第5）をあらかじめ提出し、」を加える。

第11条第2項中「使用を許可することができる。」を「使用を許可し、会議・視聴覚室等使用許可書（様式第6）を交付するものとする。」に改める。

第12条第1項中「様式第5」を「様式第7」に、第13条中「様式第6」を「様式第8」に改める。

別表第2中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設」に改める。

様式第6を様式第8に、様式第5を様式第7とし、様式第4の次に次の2様式を加える。

会議・視聴覚室等使用許可申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所

団体名

氏 名

次のとおり使用を許可してください。

使用の目的							
使用の日時	年 月		日午前 時 分		午前 時 分		
			午後 時 分		～ 午後 時 分		まで
使用予定人員	人						
責任者住所 氏名及び連絡先							
使用の場所	使用区間			備 考			
	午前	午後	全日				
会議・視聴覚室				※ 承認 月 日			
企画展示室				※ 承認番号 第 号			
体験学習室				※ 利用条件			
図書室							
その他()							
※印欄は記入しないでください。				※受付印		取扱者印	

様式第6(第11条関係)

会議・視聴覚室等使用許可書

住 所
 団体名
 代表者名又は氏名
 (TEL 局 番)

使用の目的				
使用の日時	年 月 日(曜) 時 分 まで 日間 年 月 日(曜) 時 分			
使用予定人員	人			
責任者住所氏名 及び連絡先				(TEL 局 番)
使用の場所	使用区分			備 考
	午前	午後	全日	
会議・視聴覚室				※承認 月 日 ※承認番号 号
企画展示室				
体験学習室				
図書室				
その他 ()				

上記のとおり使用するについて、下記条件を付して許可する。

年 月 日

鹿児島市教育委員会

使用許可の条件

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(改正理由)

令和6年4月1日付けに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び売春防止法の一部改正に伴う文言の整理及び会議・視聴覚室当使用許可申請様式の追加を行うものである。

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則 新旧対照表

現 行	改正案	備考								
<p>(会議・視聴覚室等の使用)</p> <p>第 11 条 ふるさと考古歴史館の会議・視聴覚室、企画展示室、体験学習室等(以下「会議・視聴覚室等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、会議・視聴覚室等の使用がふるさと考古歴史館設置の目的に適合し、かつ、ふるさと考古歴史館の運営に支障が無いと認めるときは、<u>会議・視聴覚室等の使用を許可することができる。</u></p> <p>3 略す</p>	<p>(会議・視聴覚室等の使用)</p> <p>第 11 条 ふるさと考古歴史館の会議・視聴覚室、企画展示室、体験学習室等(以下「会議・視聴覚室等」という。)を使用しようとする者は、<u>会議・視聴覚室等使用許可申請書(様式第5)をあらかじめ提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、会議・視聴覚室等の使用がふるさと考古歴史館設置の目的に適合し、かつ、ふるさと考古歴史館の運営に支障が無いと認めるときは、<u>会議・視聴覚室等の使用を許可し、会議・視聴覚室等使用許可書(様式第6)を交付するものとする。</u></p> <p>3 略す</p>	<p>使用許可申請書(様式第5)の追加</p> <p>使用許可書(様式第6)の追加</p>								
<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="208 970 976 1225"> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td><u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</u></td></tr> <tr><td>略す</td></tr> </table>	略す	略す	<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</u>	略す	<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1030 970 1798 1225"> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td><u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u></td></tr> <tr><td>略す</td></tr> </table>	略す	略す	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u>	略す	<p>法改正に伴う文言整理</p>
略す										
略す										
<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</u>										
略す										
略す										
略す										
<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u>										
略す										

現 行	改正案	備考																																																																																
	<p>様式第5(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">会議・視聴覚室等使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島市教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団体名 氏 名</p> <p>次のとおり使用を許可してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用の目的</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>使用の日時</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>午前 時 分</td> <td>午後 時 分</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>使用予定人員</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>責任者住所 氏名及び連絡先</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用の場所</td> <td colspan="3">使用区間</td> <td colspan="3" rowspan="2">備 考</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>会議・視聴覚室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">※ 承認 月 日</td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">※ 承認番号 第 号</td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">※ 利用条件</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">※印欄は記入しないでください。</td> <td>※受付印</td> <td></td> <td>取扱者印</td> </tr> </table>	使用の目的							使用の日時	年	月	日	午前 時 分	午後 時 分	まで	使用予定人員	人						責任者住所 氏名及び連絡先							使用の場所	使用区間			備 考			午前	午後	全日	会議・視聴覚室				※ 承認 月 日			企画展示室				※ 承認番号 第 号			体験学習室				※ 利用条件			図書室							その他()							※印欄は記入しないでください。				※受付印		取扱者印	様式の追加
使用の目的																																																																																		
使用の日時	年	月	日	午前 時 分	午後 時 分	まで																																																																												
使用予定人員	人																																																																																	
責任者住所 氏名及び連絡先																																																																																		
使用の場所	使用区間			備 考																																																																														
	午前	午後	全日																																																																															
会議・視聴覚室				※ 承認 月 日																																																																														
企画展示室				※ 承認番号 第 号																																																																														
体験学習室				※ 利用条件																																																																														
図書室																																																																																		
その他()																																																																																		
※印欄は記入しないでください。				※受付印		取扱者印																																																																												

現 行	改正案	備考																																										
	<p>様式第6(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">会議・視聴覚室等使用許可書</p> <p style="text-align: right;">住 所 団体名 代表者名又は氏名 (TEL 局 番)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用の目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用の日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日(曜) 時 分</td> <td style="text-align: center;">まで</td> <td style="text-align: center;">日間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日(曜) 時 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>使用予定人員</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">人。</td> </tr> <tr> <td>責任者住所氏名 及び連絡先</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(TEL 局 番)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用の場所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">使用区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">全日</td> </tr> <tr> <td>会議・視聴覚室</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;"> ※承認 月 日 ※承認番号 </td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり使用するについて、下記条件を付して許可する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鹿児島市教育委員会</p> <p>使用許可の条件</p>	使用の目的				使用の日時	年 月 日(曜) 時 分	まで	日間	年 月 日(曜) 時 分			使用予定人員	人。			責任者住所氏名 及び連絡先	(TEL 局 番)			使用の場所	使用区分			午前	午後	全日	会議・視聴覚室			※承認 月 日 ※承認番号	企画展示室			体験学習室			図書室			その他 ()			様式の追加
使用の目的																																												
使用の日時	年 月 日(曜) 時 分	まで	日間																																									
	年 月 日(曜) 時 分																																											
使用予定人員	人。																																											
責任者住所氏名 及び連絡先	(TEL 局 番)																																											
使用の場所	使用区分																																											
	午前	午後	全日																																									
会議・視聴覚室			※承認 月 日 ※承認番号																																									
企画展示室																																												
体験学習室																																												
図書室																																												
その他 ()																																												

現 行	改正案	備考
<p style="text-align: center;"><u>様式第5</u>(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">鹿児島市立ふるさと考古歴史館指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島市教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 団体名 代表者氏名 担当者名 電話</p> <p>鹿児島市立ふるさと考古歴史館の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添付して申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島市立ふるさと考古歴史館の管理に係る事業計画書 2 鹿児島市立ふるさと考古歴史館の管理に係る収支予算書 3 当該団体の定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 4 当該団体の経営状況を説明する書類 5 その他教育委員会が必要と認める書類 	<p style="text-align: center;"><u>様式第7</u>(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">鹿児島市立ふるさと考古歴史館指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島市教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 団体名 代表者氏名 担当者名 電話</p> <p>鹿児島市立ふるさと考古歴史館の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添付して申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島市立ふるさと考古歴史館の管理に係る事業計画書 2 鹿児島市立ふるさと考古歴史館の管理に係る収支予算書 3 当該団体の定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 4 当該団体の経営状況を説明する書類 5 その他教育委員会が必要と認める書類 	<p>様式番号の修正</p>

現 行	改正案	備考
<p>様式第6(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">指令 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鹿児島市立ふるさと考古歴史館指定管理者指定書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">鹿児島市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けであった鹿児島市立ふるさと考古歴史館の指定管理者の指定申請については、鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例第4条の3の規定により次のとおり指定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象施設 鹿児島市立ふるさと考古歴史館 2 指定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 3 条件</p>	<p>様式第8(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">指令 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鹿児島市立ふるさと考古歴史館指定管理者指定書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">鹿児島市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けであった鹿児島市立ふるさと考古歴史館の指定管理者の指定申請については、鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例第4条の3の規定により次のとおり指定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象施設 鹿児島市立ふるさと考古歴史館 2 指定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 3 条件</p>	<p>様式番号 の修正</p>

鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

別表第4中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（改正理由）

令和6年4月1日付けに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び売春防止法の一部改正に伴い、文言の整理を行うものである。

鹿児島市立美術館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考								
<p>別表第4（第18条関係）</p> <table border="1" data-bbox="156 470 708 792"> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> </table>	略す	略す	売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	略す	<p>別表第4（第18条関係）</p> <table border="1" data-bbox="737 470 1289 792"> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> <tr><td>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設</td></tr> <tr><td>略す</td></tr> </table>	略す	略す	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設	略す	<p>令和6年4月1日付け婦人保護施設の名称変更に伴う文言整理</p>
略す										
略す										
売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設										
略す										
略す										
略す										
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設										
略す										

鹿児島市図書館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市図書館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

第8条第1項中「第13条において」を「以下」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子書籍を、市内の小学校・中学校・高等学校を通じ児童生徒及び教職員の利用に供する場合、当該児童生徒及び教職員は、利用者カードの交付を受ける必要はないものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(改正理由)

電子図書館サービスにおける学校連携の開始に伴い、関係条文に市内小学校・中学校・高等学校の児童生徒及び教職員の利用に関する文言の追加および条文整理を行うものである。

鹿児島市図書館条例施行規則（平成2年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第7条 略す （貸出）</p> <p>第8条 図書館資料の貸出は、個人貸出及び団体貸出（天文館図書館を除く。）とする。ただし、電子書籍（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた図書館の資料であって、インターネットにより利用が可能なものをいう。<u>第13条において同じ。</u>）の貸出は個人貸出とする。</p> <p>第8条第2項～第3項 略す （利用者カード）</p> <p>第9条 図書館資料を利用しようとするものは、個人利用申込書（様式第4）又は団体利用申込書（様式第5）（以下これらを「利用申込書等」という。）に必要な事項を記載し、前条第2項又は第3項に規定する資格を証明する身分証明書その他これに類するものを提示し、図書館利用者カード（様式第6。以下「利用者カード」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>第9条第2項～第33条 略す</p>	<p>第1条～第7条 略す （貸出）</p> <p>第8条 図書館資料の貸出は、個人貸出及び団体貸出（天文館図書館を除く。）とする。ただし、電子書籍（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた図書館の資料であって、インターネットにより利用が可能なものをいう。<u>以下同じ。</u>）の貸出は個人貸出とする。</p> <p>第8条第2項～第3項 略す （利用者カード）</p> <p>第9条 図書館資料を利用しようとするものは、個人利用申込書（様式第4）又は団体利用申込書（様式第5）（以下これらを「利用申込書等」という。）に必要な事項を記載し、前条第2項又は第3項に規定する資格を証明する身分証明書その他これに類するものを提示し、図書館利用者カード（様式第6。以下「利用者カード」という。）の交付を受けなければならない。<u>ただし、電子書籍を、市内小学校・中学校・高等学校を通じ児童生徒及び教職員の利用に供する場合、当該児童生徒及び教職員は、利用者カードの交付を受ける必要はないものとする。</u></p> <p>第9条第2項～第33条 略す</p>	<p>文言整理</p> <p>電子図書館サービスにおける市立小学校・中学校・高等学校連携の開始に伴う市立小学校・中学校・高等学校の児童生徒及び教職員の利用に関する文言の追加</p>

令和5年度 鹿児島学習定着度調査の結果について

1 調査の概要

(1) 趣旨

ア 基礎的・基本的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力等に関する学力状況及び児童生徒の学習に関する意識や学び方などの学習状況の把握

イ 市全体の状況把握、個に応じたきめ細かな指導方法の工夫・改善

(2) 内容

小学校：国語・社会・算数・理科、児童質問紙、学校質問紙

中学校：国語・社会・数学・理科・英語、生徒質問紙、学校質問紙

(3) 実施日

令和6年1月16日(火)・17日(水)

児童生徒質問紙、学校質問紙は、令和5年11月20日(月)～12月15日(金)の期間にGoogleフォームで実施

(4) 調査の対象等 全ての市立小・中学校

学校種	学年	調査実施校数	市調査実施 児童生徒数	県調査実施 児童生徒数
小学校	第5学年	76校(黒神と一倉は未実施)	5,065人	12,981人
中学校	第1学年	39校	4,722人	12,332人
	第2学年	38校(黒神は未実施)	4,523人	11,925人

2 調査の結果

(1) 各教科の平均通過率

	学年	知識・技能			思考・判断・表現			全体		
		市(%)	県(%)	差(市-県)	市(%)	県(%)	差(市-県)	市(%)	県(%)	差(市-県)
国語	小5	79.4%	80.1%	-0.7	61.0%	60.4%	0.6	68.5%	68.5%	0
	中1	74.0%	74.1%	-0.1	78.5%	77.6%	0.9	76.3%	75.9%	0.4
	中2	62.6%	62.6%	0.0	68.9%	67.9%	1.0	66.1%	65.6%	0.5
社会	小5	64.5%	64.6%	-0.1	66.2%	66.6%	-0.4	65.0%	65.3%	-0.3
	中1	53.7%	52.9%	0.8	56.6%	57.3%	-0.7	54.7%	54.4%	0.3
	中2	61.7%	60.6%	1.1	61.4%	65.5%	-4.1	61.6%	62.3%	-0.7
算数・ 数学	小5	72.8%	73.3%	-0.5	75.5%	76.2%	-0.7	74.0%	74.6%	-0.6
	中1	80.3%	80.2%	0.1	67.1%	66.2%	0.9	74.7%	74.3%	0.4
	中2	76.7%	76.0%	0.7	56.3%	55.5%	0.8	69.5%	68.8%	0.7
理科	小5	77.0%	77.6%	-0.6	73.7%	72.8%	0.9	75.5%	75.4%	0.1
	中1	70.1%	69.5%	0.6	60.8%	60.5%	0.3	66.7%	66.3%	0.4
	中2	78.2%	77.7%	0.5	55.4%	54.1%	1.3	67.7%	66.9%	0.8
英語	中1	78.7%	78.1%	0.6	76.5%	75.4%	1.1	77.9%	77.0%	0.9
	中2	73.2%	71.3%	1.9	72.9%	71.3%	1.6	73.3%	71.4%	1.9

(2) 結果の概要

- ・ 小学校は、昨年度は県の平均通過率を全教科下回ったが、本年度は国語が同程度、理科が0.1ポイント上回る結果となり、やや改善傾向にある。
- ・ 中学2年社会については県を下回っており、複数の資料を関連付けて考え、自らの言葉で表現する力等の育成に課題があったと考えられる。社会については他学年も同様の課題がある。
- ・ 英語は、2学年とも県を上回った。昨年度も全学年、教科の中で一番良い結果であった。特に「話すこと」「読むこと」で成果が見られたことから、小学校からAEAを活用した言語活動に、積極的に取り組んでいることが要因の一つであると思われる。

(3) 問題について

ア 知識・技能に関する問題の例（中学1年 数学）

2 次の1, 2の各問いに答えなさい。

1 「テープの長さが2m以下である」という数量の関係をテープの長さを x mとして表している不等式で正しいものを、下のア～エの中から1つ選び、記号で答えなさい。

- ア $x < 2$
- イ $x > 2$
- ウ $x \leq 2$
- エ $x \geq 2$

イ 思考・判断・表現に関する問題の例（中学2年 社会）

(2) 江戸時代、大阪は商業の中心地として「天下の台所^{てんか だいどころ}」とよばれた。その理由を次の説明文に続くように説明しなさい。ただし、資料2の「蔵屋敷^{くらやしき}」という言葉を用いて、資料3の江戸時代の交通に触れて説明しなさい。

(資料2) 大阪に置かれた蔵屋敷の様子



(資料3) 江戸時代の交通



(説明文)

全国各地の年貢米や特産物が
(

)から。

3 調査後の取組（・実施済み ○今後の取組）

- ・ 特に課題があった学校の小問ごとの詳細な結果分析の実施
- ・ 成果の見られた学校の取組事例の収集と各学校への配布
- ・ 課題が見られた学校への訪問による指導
- 来年度の調査方法の変更を見越したデジタルドリル等の ICT 機器を活用した授業の推進
 - ※ 来年度よりタブレット等を用いて回答する CBT (Computer Based Testing) での実施となる予定
- 学習指導要領を踏まえた授業改善の手引き「かごんまよか授業」の活用
- 本市の学力についての共通理解
(結果を分析した報告書を作成し、管理職研修会や教務主任研修会、校内研修等で指導)
- 学校担当指導主事の直接訪問を通して、管理職との面談や授業参観による授業改善への指導

地域公民館図書室における雑誌スポンサー制度の導入について

1 目的

市立図書館と同様に、地域公民館図書室で閲覧できる雑誌等に広告を掲載できる制度を導入する。

2 制度内容

雑誌スポンサーが雑誌の購入代金を負担し、提供雑誌は、地域公民館図書室の書架に並べ、最新号のカバー表紙にはスポンサー名を、裏面には広告を表示することができる。

- ・ 広告内容は、雑誌スポンサーが作成する。
- ・ 館内掲示板及び市のホームページで雑誌スポンサーの名称及び提供雑誌を公表する。
- ・ 雑誌スポンサーは、図書室（公民館）内に広告チラシを設置し、利用者に配布できる。

3 スポンサーの対象

企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者その他市長が適当と認める者

4 対象雑誌

12館合計 133誌

5 スケジュール

4月1日～ 募集開始（市ホームページにて周知）

（参考）

(1) 公民館図書室（12館合計）と市立図書館の利用者数と貸出冊数

	令和4年度		令和5年度（1月現在）	
	利用者数（人）	貸出冊数（冊）	利用者数（人）	貸出冊数（冊）
公民館図書室	261,241	972,245	235,273	836,209
市立図書館	453,085	768,360	375,196	575,058
天文館図書館	931,530	281,793	557,551	224,535

(2) 雑誌スポンサー導入状況

市立図書館	15 スポンサー 28 誌	天文館図書館	10 スポンサー 26 誌
-------	---------------	--------	---------------

報告事項(3) 市議会関係の審議結果等について

令和6年第1回市議会定例会

会期：2月9日（金）～3月18日（月）

- ・第123号議案 鹿児島市母校応援ふるさと寄附基金条例一部改正の件
- ・第141号議案 令和6年度鹿児島市一般会計予算〔教育委員会関係分〕

報告事項(4) 教育委員会関係の主な行事について

市立美術館「オードリー・ヘプバーン 写真展」

期間：3月20日(水)～5月6日(月)